

事 務 連 絡
令和1年12月25日

公益社団法人 岡山県医師会 御中

全国健康保険協会岡山支部
(協会のホームページに掲載--)

令和2年1月以降における平成30年7月豪雨災害による被災者に係る
全国健康保険協会管掌健康保険の一部負担金等の免除を実施する市町村について

平素より全国健康保険協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年7月豪雨災害による被災者に係る一部負担金等の免除については、本年12月31日までを期限としておりましたが、このたび厚生労働省から取扱延期の連絡に基づき、当協会といたしましても一部負担金等免除の取扱延期を決定したところです。

そのため、災害救助法の適用となる市町村のうち、下記の市町村が引き続き一部負担金等の免除対象となりますのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますのでご参照くださいますようお願い申し上げます。

12月24日付け

記

	対象地域	有効期限
岡山県	倉敷市、総社市、浅口郡里庄町	令和2年6月30日
	新見市	令和2年3月31日
広島県	安芸郡坂町	令和2年6月30日